

岩見沢市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）第3条の規定による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正により、同法第17条が第18条に繰り下げられたことに伴い、引用規定の整理を行う。

第2 改正の内容

第2条第1号中「第17条」を「第18条」に改める。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第 3 4 号

岩見沢市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

岩見沢市工場等設置奨励条例（昭和 3 8 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 7 条」を「第 1 8 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。